

H12 建告 1365 建築基準法に基づく告示

防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件

(平成 12 年 5 月 25 日建設省告示第 1365 号)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 63 条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 136 条の 2 の 2 各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料で造るか、又はふくこと。
- 二 屋根を準耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。)とすること。
- 三 屋根を耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾(こう)配が水平面から 30 度以内のものに限る。)の屋外面に断熱材(ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が 50mm 以下のものに限る。)及び防水材(アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。)を張ったものとする。

第 2 令第 136 条の 2 の 2 第一号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、第 1 に定めるもののほか、難燃材料で造るか、又はふくこととする。